

Title	渡辺守道著『ニコラウス・クザーヌスの政治思想』： 「普遍的な一致」に関して
Sub Title	Morimichi Watanabe : The political ideas of Nicholas of Cusa with special reference to his De concordantiacatholica
Author	鷺見, 誠一(Sumi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.6 (1967. 6) ,p.116- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670615-0116

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三 著者は、本書の冒頭で、「一九六〇年、一九六一年に、コンゴで発生した出来事について、決定的なことを記述するのは、明らかに時期尚早である。……現段階では、提起される疑問に対する解答の多くは、あくまで推測の域を出ないし、せいぜい試験的な結論を出せるにすぎないのだ」(二頁上段)と述べているが、たとえ推論にせよ、試験的な結論にせよ、現段階で利用可能な老大な資料を駆使して生み出したこの業績は、たかく評価されなければならない。

また、翻訳も全体として平易な日本語であつて、この業績を広く我国の読者に紹介するのに、不自由を感じさせない。もつとも、やや直訳に過ぎて、読む場合スムーズに目が走らない部分もないではない。たとえば、「コンゴ政府に、その株式の、あるいは歳入の百分比を納入すること」(三頁上段)とあるのは、「……歳入の一定のパーセンテージを……」とした方がいいように思うし、「その時以來コンゴ側は……ベルギー側の中立化に援助してくれる第三勢力を、」(八二頁上段)は、「ベルギー側を中立化するのに手をかしてくれる第三勢力を」とした方が、日本語として通りがいいであろう。このほか、「事務局ではその高率を占める職員が、……基本的には西欧的な見方をしていた」(九〇頁下段)は、「……その大部分の職員が」としてしまつていいような気がする。

また、「ユニオン・ミニエール・ドウ・オー・カタンガ」が「ユニオン・…・ミエール・ドウ・オー・カタンガ」(二二頁下段)となつていたり、「ルモンバ派から推薦された候補者は全部当選したのだ。即ち、議長選挙では……」(六二頁下段)とあるべき部分が、二行に

わたつて活字の混乱をみせているのも、気にならないでもない。しかし、なにぶんにも、原著にして五〇〇頁を越す大著である。「その象徴(標識)であるカタツムリのように……」(二〇頁下段)が改行になつていないという小瑕瑾も含めて、この程度の誤植は、ない方が不思議であらう。

数ある邦訳書のなかには、訳者の良心と責任感に疑問をいだかせるようなものも散見されるが、本書はそうした類のものとは無縁な訳業として、原著ともどもたかく評価されるべきである。(昭和四十年十月、みすず書房、四二六頁、一八〇〇円)

(一九六七年三月三十日) (小田 英郎)

Morimichi Watanabe

The Political Ideas of Nicholas of
Cusa with Special Reference to his
De concordantia catholica

1963. Genève. 214 pp.

渡辺守道著

『ニコラウス・クザーヌスの政治思想』

—「普遍的一致」に関連して—

近年、ルネサンス期の思想家ニコラス・クザーヌスに関する研究

は様々の分野で盛んになされているが、政治学の分野では、わずかに本書と P. Sigmund: *Nicholas of Cusa and Medieval Political Thought* (Harvard Univ. Press, 1963) のみである。その意味でも、この著書はクザーヌス研究に貢献するところ大であり、且つ本書に對する欧米学者の評価は高い。

著者は一九二六年（大正一五年）山形市に生れ、一九四八年に東大法学部を卒業、明治学院に奉職しつづつ一年に東大大学院を終了した。五〇年から六一年にかけてプリンストン、コロンビア両大学院で学び、六一年に Ph.D を取得された。現在、ロング・アイランド大学の政治学・歴史学の准教授 (associate professor) として学問活動をおられる。

我々はこの著書を読むに際し、次の二つを念頭におくべきである。その第一は、人文主義者としてのクザーヌスの方法論的特徴である。彼は、キリスト教的・形而上的命題にのみ依存することなく、歴史的資料、原典を検討して、公會議優位論を実証し、「コンスタンティヌスの寄進状」を偽造と断定し、「帝國の移讓」(translatio imperii) におけるローマ教皇の介在を歴史的根拠無しと判定した。彼は実証的であつた。

第二に、著者は、宗教改革の先駆者といわれているクザーヌスの「改革性」を過大評価することなく、彼の思想の根底が中世的であることを指摘する。著者によれば、クザーヌスの「近代性」を示すといわれている同意理念、代表理念は中世的特質を有するものであ

り、又彼は、他の公會議主義者と同様、ローマ・カトリック教会の体制そのものを変革する意図は有さず、その体制が有したかつての統一、權威の回復を志向したのである。この意味において、クザーヌスはカトリック教会、神聖ローマ帝國に改革が必要であることを深く認識したのであつた。この観点に立つて、著者はクザーヌスの「革新性」と「保守性」を軸として彼の思想の兩極的要素を浮彫りにし、この兩要素を如何に彼が調整したかを明らかにする。

目次は左記の通りである。

第一章・歴史的背景

第二章・政治權威の正当化

第三章・教会の概念

第四章・帝國の概念

第五章・教会と國家の關係

第六章・結論

クザーヌスに限らず、広くヨーロッパ政治思想にとつて教会と國家の關係は本質的問題であるが、本書は、目次に表記されている通り根本的にはこの問題を主眼とする。そして著者は、カノン法が中世政治思想に与えた影響の重大性を念頭におきつつ、クザーヌスの政治思想を究明していくのである。

「政治權威の正当化」 中世カトリック政治思想の中に、政治權威の自然的・理性的基礎を主張したトマス政治思想が存在したことは周知の事実である。しかし著者は、それと共に別の思潮が継続的に存在したことを指摘し、この思潮をクザーヌス政治思想の究明を通

して明らかにしようとする。その思潮とは、政治的・社会的制度をコンヴェンショナルなもの、人間の真の本性とは異質的なものとなししたストア的・教父的国家観である。クザヌスは、マルシリウスを通じてアリストテレス政治哲学に部分的に影響されているとはいへ、彼の政治思想は、その哲学がプラトーン哲学に基礎を置いているのと同様に、反アリストテレス的、ストア的、教父的政治思想の影響下にあつた(四五頁)。

クザヌスによれば、人間は全て生まれながら自由・平等であり、各人は自らの同意無くして統治に服すべきでない。政府は臣下の同意にその存在の基盤をおき、全ての権威は臣下の普遍的一致から導き出される時、神々と承認される。この同意理念はクザヌスの政治原理の根本であり、且つこの理念は、聖霊が調和的一致を創り出すと主張する神学的観念を基礎とする。著者はクザヌス政治思想の解明にあたり、しばしば神学的基礎にまで究明の光をあてるが、神学的知識に無縁な我々といえどもこの点に十分注意を払う必要がある。

一方、クザヌスはマルシリウスの「平和の擁護者」からアリストテレスの所説を引用しつつ(クザヌスのアリストテレス理解は、少くとも「普遍的一致」の書かれた当時は間接的資料によるに過ぎない)人間の本性的政治性、及び人間制度の自然的基礎を承認する。この発想より、クザヌスは人間能力の優劣に基づく人間不平等性を演繹する。

クザヌスの政治権威観において、キリスト論がその要となる。

政治的支配者はキリストをモデルとすべきであり、キリストが神と人間との二つの属性を有する如く、政治権力も神的・人間的源泉を有する(四五頁)。クザヌスによれば、秩序ある真の権力は究極的には神から由来したものである。しかし、それは政治権威の確立に人間的参与が存在しないことを意味せず、権力は全ての人々の全体の同意の上に樹立されるべきものである。即ち、権力は原理的には神から(a Deo)派生し、直接的には人間によつて(per homines)つくられる。

著者は同意理論におけるカノン法的源泉を考察し、クザヌスの思考の中で、司教参事会における司教選挙の原則が重要な位置を占めていると判断する(四六頁)。

一般的に中世においては、権力を有する人々の同意なしに一方的に法の変更が行われることはなかつた。そして教会における伝統と制度はその君主制的傾向にもかかわらず、法制定への人民参与の気運を助成した。この立法における人民参与の理念に対して、慣習法の尊重と共にローマ法的・カノン法的格率——全ての人が関与する事項は全ての人によつて賛同されねばならぬ(Quod omnes tangit, ab omnibus approbetur)——が強く影響した。

前述のクザヌスの同意理念は彼の法思想にも適用される。カノン法は、権威を有する一人の人間によつて布告されたからでなくして、他の多くの人々の助言と同意によつて賛同された故に成立するのである。そして法規の拘束力はその使用と受容によつて表明される同意に依拠する。理論としては、全ての法は法に拘束される全て

の人の同意に基礎をおく。しかし、正しい法を選択する者は生れながら賢明・優秀な人間である。秀でた人の支配は力によつて生じたのではなくして、無知な人々の同意による。この無知な被治者は、智者によつて創られ公布された法によつて治められることに本能的に同意するのである。この智者による立法・支配なるクザーヌスの観念は、明白にギリシア思想殊にプラトーン的思想の影響を反映している(六一頁)。

〔公会議の権威〕 著者は、従来のクザーヌス政治思想研究が彼の同意理論に偏り過ぎていることを指摘し、そしてヒエラルキー思想、有機体的統一思想も又彼の思想的支柱を形成しているとする(七九頁)。クザーヌスによると、教皇或いはその代理を含まない会議は公会議たりえず、教皇の権威なくして公会議は正式に認められない。しかし一旦、正式に開催された公会議は明白に教皇より優越する(八九頁)。彼は公会議に対して、教皇による正式の召集以外に次の三必須条件を掲げる。(一)公会議は公開であつて、秘密会であつてはならない。(二)発言権を有する全出席者に発言の自由が与えられること。(三)公会議は調和的結論で終了しなければならない。それが、平和裡、調和的に終了したならばその決議は不可謬である。何故なら、その調和的決議(一致)は聖靈に示唆されたものであり、且つキリストの名の下に集合した者たちの中に立ち給うキリストによつて創られたものであるから、不可謬なのである。この発想は、一四三七年におけるクザーヌスの態度変更(公会議派から教皇派に移つたこと)の説明にも用いられる。

多様性の中における調和と統一を探求するクザーヌスは、聖靈の導きの下での同意を主張した。しかし、パーゼル公会議は不和と混乱の場以外の何ものでもなかつた。それ故、クザーヌスの目からすれば、聖靈は公会議を見放し、そこには同意が存在せず、パーゼル公会議は、多数によつて支持されているとはいへ、最早普遍的教会を代表しているとはいへなかつた。この状況を観察したクザーヌスが公会議を離れ、より効果的に調和と統一をもたらず手段を有する教皇側に志向したのは当然のことであつた(一一三頁)。ただし、著者はクザーヌスがいわゆる教皇主義者ではなかつたと断定する。著者がクザーヌスの態度変更を説明するにあたり、彼の同意理念、殊にその神学的基礎から導き出す右の解釈は極めて説得的である。

クザーヌスの公会議理論の要点を次に述べる。(一)公会議は司教全体の集会であり、そこにおける決議権、立法権は司教に帰属し、司教は平等な権限を有する(九〇頁)。ここにおける教皇は、他の司教に対する首位権を除いて如何なる特権も所有しない。(二)公会議は普遍的教会から参集した人々の会議であり、教皇一人よりも一層普遍的教会を代表するものである。それ故、その決議は教皇一人でなされたものより一層、不可謬性に富むものである。(三)クザーヌスは、ローマ司教の地位(*sedes apostolica*)とそれを占める人間自身を区別し、前者は不可謬、後者は可謬であると規定する(九三頁)。

〔教会の概念〕 クザーヌスの教会概念は現代のそれよりも広義である。教会とは宇宙全体であり、生きた統一体である。そして又ひとりの主に結びついた共同体である。キリストは全被造物の頭、教

会の夫である。この教会は理性的な聖霊とキリストに階層的に連らなつてゐる人々によつて構成される。そして聖職者階級には二重のヒエラルキーが存在する。(一)秘蹟授与の権限に基づいたサクラメンタルなヒエラルキーである。この権限に関する限り、全司教は平等である。(二)管轄権に基づいた支配的・行政的ヒエラルキーである。この頂点に教皇が存在する。教会全体における行政的統一維持の為に、教皇へ管轄的優越権が与えられる。

クザーヌスによると、キリストの神秘体としての普遍的教会 (ecclesia universalis) は特定の場所に結びつかず、且つ又、ローマ教会 (ecclesia Romana) は単なるローマ司教区である。それ故、彼は普遍的教会と「ローマ教会」を区別した。しかし、このローマ教会は普遍的教会との比較では単なる一地方教会であるが、神から特別の権限が授与され、事実としては普遍的教会と同心円的に一致してゐる。究極的な不可謬的権威は普遍的教会に存在する。しかしクザーヌスはそれだけに止まらず、教皇●ローマ教会にもこの不可謬性を附与した(七八頁)。

この点からして、我々は次の如く理解してよいであらう。クザーヌスが未だ公会主義擁護の立場にありながらこの様にローマ教皇の座に尊敬の念を有したことは、彼がカトリック教会の既存秩序を根底から変革する意図の無いことを示すものである。それと共に、この尊敬の念は、改革を望みつつも教会制度内で活躍する後の彼の姿勢の予兆ともいえるであらう。

〔帝国の概念〕 クザーヌスによれば、皇帝権の源泉は、教皇による

認可或いは戴冠にあるのではなくして、人民の同意にある。そして全ての正しい支配形態はその臣下の同意に基づかねばならぬとするクザーヌスの根本原則から、彼は皇帝の伝統的な全世界的支配権を認めるわけにはいかなかつた。それ故、皇帝の命令権は帝国の域を越えることができない。この様な彼の帝国概念は、伝統的なキリスト教帝国概念ではなくして、むしろ地域的連合としてのドイツ帝国概念である。しかし、クザーヌスはこのキリスト教帝国概念を完全に否定するわけではない(一三四頁)。世界の支配者としての皇帝概念と同様、教会の擁護者 (advocatus ecclesiae) としての皇帝概念がカロリング朝以来、中世の人々の心情に深く根ざしていたが、クザーヌスはこの観念に基づき、皇帝の支配権を地域的なドイツ帝国より広範囲に及ぶものとした。皇帝は、その権力を選挙を通じて直接神から授与され、彼は神の臣下、キリストの代理である(一三四頁)。そしてクザーヌスは世界秩序の定義において、ローマ教皇が司教の間における第一人者であるのと同様、皇帝は国王の間における第一人者であると規定する。

「普遍的一致」第三巻中の具体的な帝国改革案において、彼は帝国 (Imperium Germanicum) を復興させる為に、皇帝に中央集権的権力を附与する必要性を説くが、これは彼の政治思想の一端を示すものであらう。

〔教会と国家の関係〕 クザーヌスは「普遍的一致」において教会と国家の完全なる分離を説いてはいない(一七六頁)。彼によれば、皇帝の称号は現世的事項において疑いもなく独立しており、教皇は

皇帝に対して優越権を有するものではない。この観点によると、皇帝の教皇に対する階層的従属は存在しない。クザールヌスは、教会と国家の關係に関する教皇派の見解に反対して、世俗權威の独立と自律性を主張した。教皇が靈的事項において皇帝の父であるのと同様、皇帝は現世的事項において、教皇の父なのである（一七一頁）。しかし、クザールヌスによれば、キリスト教社会の究極目的は宗教的なものであり、それ故、世俗権に対する聖権の本質的優越性が認められる。又一方普遍的教会の保護者、正統信仰の守護者である皇帝は、必要時には教会事項に介入することができる（一七六頁）。教会の頭なる教皇と帝国の頭なる皇帝は、公共善の為に（pro bono publico）互に働かねばならず、各自は自らの領域において神の家臣、神の代理である。一なる信者の統治において、教皇と皇帝は平等であり且つ、共に歩むべき仲間なのである。

第五章の最後において、著者は、クザールヌスの教会・国家の關係とソルズベリのジョンの有機体思想との関連に言及し、そして又、クザールヌスの該觀念をアウグスチヌスの平和思想との関連において省察する必要性を説く（一八三頁）。

著者の評価によると、政治理論史におけるクザールヌスの影響は間接的である。それ故、政治哲学者としての彼の意義は、彼が後世に与えた影響のみ評価されてはならず、むしろ彼の著作の本質を中世後期政治思想の要約・結論とみなすことによつてクザールヌスの正しい評価が得られる。著者のこの結論に我々は賛同したい。

この労作を前にして我々は、これがクザールヌス研究において逸す

ることのできないものと認めると共に、我々日本の研究水準と著者との間に余りにも距離があることに責任を感じるのである。著者がより一層、クザールヌスの思想的全体像に迫られんことを心から期待してこの稿を終りたい。

同じ著者による論考を参考までに左記に記す。

「ニコラウス・クザールヌスの生涯とその思想」（神学第二八卷・一一五頁—一二六頁）

「クザールヌス五百年祭に出席して」（哲学研究第四三卷七冊・八九頁—九七頁）

（鷲見誠一）

多田真鋤著

『近代ドイツ政治思想史序説』

二十世紀のドイツの如き文明国においてナチスの権力掌握が如何にして可能であつたか。何がヒットラーを権力へもたらしたか。ナチズムの勃興はドイツにおける独自の条件の故に生じたのであるうか。ヒットラーの成功とドイツの悲劇はドイツ人の責任なのか、それともドイツの運命なのか。これらの一連の問いは——これらは結局一つの問いに帰着するのであるが——現在ドイツ史に向けられた